

第 6 4 号議案

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

加東市介護老人保健施設条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表食費の部介護保健施設サービスの項中「1, 3 8 0 円」を「1, 3 9 2 円」に改め、同部短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の項中「3 8 0 円」を「3 8 2 円」に、「5 0 0 円」を「5 0 5 円」に改め、同部通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの項中「5 0 0 円」を「5 0 5 円」に改め、居住費又は滞在費の項中「3 7 0 円」を「3 7 7 円」に、「1, 6 4 0 円」を「1, 6 6 8 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

## 第64号議案 要旨

### 加東市介護老人保健施設条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

厚生労働省が示す介護保健施設の利用に係る食費、居住費又は滞在費について、消費税率引き上げによる基準費用額の改正に伴い所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

施設利用料のうち、食費、居住費又は滞在費の一部を改めること。（別表関係）

#### 3 施行期日 令和元年10月1日

新 旧 対 照 表

現 行			改 正 案		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
種類	対象となるサービスの種類	金額	種類	対象となるサービスの種類	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
食費	介護保健施設サービス	1日につき <u>1,380円</u>	食費	介護保健施設サービス	1日につき <u>1,392円</u>
	短期入所療養介護及び 介護予防短期入所療養 介護	朝食 1食につき <u>380円</u> 昼食及び夕食 1食につき <u>500円</u>		短期入所療養介護及び 介護予防短期入所療養 介護	朝食 1食につき <u>382円</u> 昼食及び夕食 1食につき <u>505円</u>
	通所リハビリテーショ ン及び介護予防通所リ ハビリテーション	1食につき <u>500円</u>		通所リハビリテーショ ン及び介護予防通所リ ハビリテーション	1食につき <u>505円</u>
	居住費又は滞 在費	介護保健施設サービス、 短期入所療養介護及び 介護予防短期入所療養 介護		多床室 1日につき <u>370円</u> 従来型個室 1日につき <u>1,640円</u>	居住費又は滞 在費
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)